

令和2年度青森県観光安全安心強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、安全安心な観光地としての認知度向上と誘客促進のための基盤整備を強化することにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている観光産業の回復を図るため、観光事業者等が行う観光施設・宿泊施設等の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に要する経費について、令和2年度予算の範囲内において、観光事業者等に対し、青森県観光安全安心強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2 この要綱において「新型コロナウイルス感染症」とは、令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。
- 2 この要綱において「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けたものが行う同法第2条第2項及び第3項に規定する営業に係る県内宿泊施設を経営するもの（国、県及び市町村を除く。）をいう。ただし、この者が営業する風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設は除く。
- 3 この要綱において「観光事業者」とは、観光入込客統計に関する共通基準（平成21年12月国土交通省観光庁）に基づく観光地点の要件を満たす県内施設、青森県産品の販売を主とする土産品販売店及び県内の駅、空港、バスターミナル、フェリーターミナルにおいて、主に観光客を対象に事業を営むもの（国、県及び市町村を除く。）をいう。
- 4 この要綱において「観光遊覧船事業者」とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条及び第21条第1項に規定する許可を受け、県内観光遊覧船事業を営むもの（国、県及び市町村を除く。）をいう。

(補助事業者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、宿泊事業者、観光事業者及び観光遊覧船事業者のうち青森県内で事業を営むものとする。

(補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表1のとおりとする。ただし、令和2年度青森県観光安全安心推進事業費補助金の交付を受けたものは、上限から既に支払いを受けた額を差し引いた残額を補助金の上限とする。

(申請書等)

第5 補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書（第1号様式）に次の書類を添え

て、提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 補助対象経費の内容を明らかにした資料（見積書、請求書等）
- (4) 直近1期分の貸借対照表、損益計算書、定款（法人の場合）
- (5) 直近の確定申告書の写し（個人事業主の場合）
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者が、本事業と同一内容で国、地方自治体その他機関の補助制度または委託事業等と併願している場合は、補助金を交付しないものとする。

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し、交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第6 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地等を調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第5項の規定に基づく緊急事態宣言の発令日（令和2年4月7日）以降で第1項の規定による交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、第5第1項の規定により提出された申請書に記載する事業との同一性が確認でき、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

（補助金の交付の条件）

第7 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容または経費の配分を変更する場合には、事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。ただし、別表1に掲げる補助対象経費の20パーセント以内の増減（補助金総額の増額を伴わないものに限る。）の場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業の全部もしくは一部を中止し、又は廃止する場合において、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにす

る書類、帳簿等を備え付け、これらを令和4年4月1日から5年間保管しておくこと。

(申請の取下げの期日)

第8 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(状況報告)

第9 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに補助事業遂行状況報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和4年4月20日のいずれか早い期日までに事業完了(廃止)実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 事業報告書(別紙3)

(2) 収支決算書(別紙4)

(3) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の支払)

第11 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要であると認めるときは、概算払により交付することがある。

(補助金の請求)

第12 補助事業者は、前条の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金(概算払)請求書(第6号様式)を知事に提出して行うものとする。

(財産の管理等)

第13 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、財産管理台帳(第7号様式)を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第10第1項に定める実績報告書(第5号様式)に財産管理台帳(第7号様式)を添付しなければならない。

4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第14 取得財産等のうち、規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 2 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、第8号様式により速やかに報告しなければならない。
- 2 前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(その他)

- 第16 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年 3月31日から施行する。

別表1（第4関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の金額
青森県内に所在する宿泊施設、観光施設、観光遊覧船において業種別ガイドライン（注1）に沿って実施する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策事業	① 物品、備品等（消耗品（注2）を除く。以下同じ。）の購入に要する経費 ② 設備等の工事に要する経費 ③ 機器、設備等のリース料又はレンタル料として支払われる経費	補助対象経費の4分の3に相当する額以内の額（上限4,000千円、下限50千円とする）。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（注1） 内閣官房が公表している「業種別ガイドライン」に掲載されているガイドラインとする。

ガイドラインが改定された場合は、改定後の内容に沿って実施した感染防止対策事業を含む。

（注2） 「消耗品」とは、1回又は数回の使用により再度使用することが困難な物品、備品等又は使用とともにその量が減少する物品、備品等をいう。

第1号様式（第5関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

申請者

(住 所)

(名 称)

(代表者職氏名)



令和2年度青森県観光安全安心強化事業費補助金交付申請書

令和 年度において実施する青森県観光安全安心強化事業について補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第5第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|------------|---|-----------|
| 1 事業の概要 | } | 事業計画書のとおり |
| 2 経費の配分 | | |
| 3 補助金交付申請額 | 金 | 円 |

第2号様式（第7関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

申請者

(住 所)

(名 称)

(代表者職氏名)



令和2年度青森県観光安全安心強化事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け青観第 号で交付決定の通知を受けた令和2年度青森県観光安全安心強化事業について、下記のとおり補助事業を変更したいので、同補助金交付要綱第7第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 経費の配分

(単位 円)

補助対象経費 の区分	補助対象経費		補助対象経費 (税抜)	
	変更前	変更後	変更前	変更後
物品、備品購入費				
工事費 (店舗・施設改修)				
借料				
合計				

第3号様式（第7関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者

(住 所)

(名 称)

(代表者職氏名)



令和2年度青森県観光安全安心強化事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け青観第 号で交付決定の通知を受けた令和2年度青森県観光安全安心強化事業について、下記のとおり補助事業を中止（廃止）したいので同補助金交付要綱第7第2号の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

3 補助事業の遂行状況

第4号様式（第9関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者

(住 所)

(名 称)

(代表者職氏名)



令和2年度青森県観光安全安心強化事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け青観第 号で交付決定の通知を受けた令和2年度青森県観光安全安心強化事業について、同補助金交付要綱第9の規定により、下記のとおり報告します。

記

(単位 円)

補助対象経費 の区分	補助対象経費 A	月 日現在 の支出額B	進捗率 B/A	今後執行見込額
物品、備品 購入費				
工事費 (店舗・施設 改修)				
借料				
合計				

第5号様式（第10関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者

(住 所)

(名 称)

(代表者職氏名)



令和2年度青森県観光安全安心強化事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け青観第 号で交付決定の通知を受けた令和2年度青森県観光安全安心強化事業が完了（を廃止）したので、同補助金交付要綱第10の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---------------|----------|
| 1 事業完了（廃止）年月日 | 令和 年 月 日 |
| 2 補助金交付決定額 | 金 円 |
| 3 補助金充当額 | 金 円 |

第6号様式（第12関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者

(住 所)

(名 称)

(代表者職氏名)



令和2年度青森県観光安全安心強化学業費補助金（概算払）請求書

令和 年 月 日付け青観第 号で交付決定の通知を受けた令和2年度青森県観光安全安心強化学業費補助金について、同補助金交付要綱第12の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払受領済額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 金 | 円 |

振 込 先
銀行・支店名
預金種別
口座番号
口座名義

第7号様式（第13関係）

財産管理台帳

事業名	事業実施主体者名	取得等した財産の内容				経費の負担区分			処分制限期間		処分の状況		備考
		名称	規格・数量等	取得等年月日	取得等金額	県補助金 (補助率)	自己資金	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
					円	円	円	円					

- 注1 「処分制限年月日」欄には、処分制限の終期を記載すること。
 注2 「処分の内容」欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記載すること。
 注3 「備考」欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権者等の名称並びに補助金返還額を記載すること。

青森県知事 殿

補助事業者

(住 所)

(名 称)

(代表者職氏名)



消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和2年度青森県観光安全安心強化事業費補助金交付要綱第15の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|----------------------------------------------|---|
| 1 補助金額（令和 年 月 日付け第 号による補助金の額の確定通知額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）

- 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税率相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。
- 補助事業の遂行に伴い課税売上が発生する場合には、消費税額及び地方消費税額から控除税額を差し引いた後の控除不足額を消費税仕入控除額とする。

別紙1（第1号様式関係）

事業計画書

1 申請者の概要

資本金		
常時使用する従業員数		
業種		
事業活動の内容	主要製品 サービス	
	主な顧客	
事業を実施する事業 所名		
事業を実施する事業 所の所在地	〒	
連絡窓口	TEL :	FAX :
	電話番号	
	FAX 番号	
	担当者名	担当部署・役職名も記載すること。
	E-mail	

2 令和2年度青森県観光安全安心推進事業費補助金の交付有無

- あり（交付額の総額： 円）
- なし

3 補助事業の概要

(1) 現状・課題	(新型コロナウイルス感染症含め具体的に記載)
(2) 今回実施する具体的な取組の内容 ※既に実施済の場合、実施内容を記載	(設備投資等の内容について記載)

(3) 今回の取組により期待される効果	(期待される効果について記載)
事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 経費の配分

(単位：円)

経費区分	補助対象経費	財源内訳		
		県補助金	自己資金	その他
物品、備品 購入費	円	円	円	円
工事費 (店舗・施設 改修)	円	円	円	円
借料	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円

別紙3（第5号様式関係）

事業報告書

1 申請者の概要

資本金		
常時使用する従業員数		
業種		
事業活動の内容	主要製品 サービス	
	主な顧客	
事業を実施する事業 所名		
事業を実施する事業 所の所在地	〒	
連絡窓口	TEL :	FAX :
	電話番号	
	FAX 番号	
	担当者名	担当部署・役職名も記載すること。
	E-mail	

2 補助事業の概要

(1) 今回実施した 具体的な取組の内容	(設備投資等の内容について記載)
(2) 今回の取組 による効果	(効果について記載)
事業実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 経費の配分

(単位：円)

経費区分	補助対象経費	財源内訳		
		県補助金	自己資金	その他
物品、備品 購入費	円	円	円	円
工事費 (店舗・施設 改修)	円	円	円	円
借料	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円

別紙4 (第5号様式関係)

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

項目	決算額	摘要
補助金		
自己資金		
その他		
合計		

2 支出の部

(単位：円)

経費区分	内容	補助対象経費	補助金額	備考 (積算根拠)
	合計			